

山口県報

平成17年
6月24日
(金曜日)

目次

告示	八
平成十七年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)	一
保安林の指定(森林整備課)	一
山口都市計画道路事業の認可(都市計画課)	二
公告	二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三
土地改良区役員の出出(農村整備課)	三
契約の締結(物品管理課)	三
教委公告	三
契約の締結	三
人委規則	三
職員の利用に関する規則の一部を改正する規則	四
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	四
人委訓令	四
山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	五
選管告示	五
直接請求に必要な有権者の数	五
公安委告示	五
技能検定員審査の実施	六
教習指導員審査の実施	七
漁調委告示	七
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	八

山口県告示第三百六十九号

平成十七年度地籍調査事業計画に関する告示(平成十七年山口県告示第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 地籍調査を行う者の名称中「山口市」の下に「萩市」を加える。
- 二 調査地域中「山口市大字江崎、大字仁保中郷及び大字深溝」を「山口市大字江崎、大字仁保中郷及び大字深溝」に改める。
- 萩市三見、大字椿東及び大字山田

山口県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十七年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字李路字京ヶ岳三〇七の一、三二二の四、三二二の六、三二二の三、三二二の二、三二二の一、三三〇、字坂ヶ浴三二五の二

美祢郡美東町大字長登字茅ヶ葉山一四二の二(次の図に示す部分に限る。)

美祢郡秋芳町大字嘉万字大葉山四四七、四五一の一、四五三の一、四五四、四五五の一、四五七、四五八、字大本六八二から六八四まで、六八六、六八九の一から六八九の三まで、六九一から六九四まで、五三八三、字土車六九五、七〇一、七〇四、七〇九の一、字長迫一〇七八の一、一〇七八の二、一〇七九の三、一〇七九の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 一 保安林の所在場所
下関市豊田町大字李路字京ヶ岳三一四の一・字坂ヶ谷三一五の二(以上二筆
について次の図に示す部分に限る。)
- 二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 三 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部
森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。()

- 一 保安林の所在場所
下関市豊田町大字李路字大場山七三三の二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字李路字大場山七三三の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部
森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、山口都市
計画道路事業を次のとおり認可した。

- 平成十七年六月二十四日
山口県知事 二井 関成
- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画道路事業三・五・十七泉町平川線
- 三 事業施行期間
平成十七年六月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市湯田温泉四丁目及び葵町二丁目



(三五五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお
り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年八月
十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧
に供します。

- 平成十七年六月二十四日
山口県知事 二井 関成
- 一 申請のあった年月日
平成十七年六月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 エルマーの会
代 表 者 の 氏 名 佐原いづみ
主たる事務所の所在地 岩国市三笠町二丁目一番六一号
- 三 定款に記載された目的
発達障害児及び発達障害者に関する親及び地域社会の認識及び理解を深める事業を
行い、住み慣れた地域で共存することができる生活の確保に寄与すること。

(三五六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十七年八月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年六月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ヒューマンネットワークピア

代 表 者 の 氏 名 三浦 孝司

主たる事務所の所在地 下関市彦島福浦町三丁目二番一〇号

(三五七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年六月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所
監事の別 氏 名 住 所

玖珂郡周東町陣ヶ原土 理 事 中室 厚 玖珂郡周東町大字上久原七七五
地改良区

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所
監事の別 氏 名 住 所

玖珂郡周東町陣ヶ原土 理 事 津々木道男 玖珂郡周東町大字上久原七六五の四
地改良区

(三五八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年六月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

出納局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校ネットワーク用端末機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十七年六月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

六千二百三万八千五百円

七 入札公告日

平成十七年四月二十二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関 成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する麻かひの名称及び所在地
山口県立水産高等学校 長門市仙崎一〇〇二
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船青海丸の定期検査業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十七年三月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号
- 六 落札金額
四千二百万円
- 七 入札公告日
平成十七年二月十五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県立水産高等学校長 藤原 泰紀
 - (二) 調達方法
購入等
 - (三) 落札方式
最低価格



職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十五号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 診療放射線技師採用試験

六 臨床検査技師採用試験

別表の五中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を削り、11を9とし、12から20までを10から18までとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十六号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中、「看護師採用試験」を、「診療放射線技師採用試験」及び「臨床検査技師採用試験」にあつては、「短大3卒」の区分、「看護師採用試験」に改める。

別表第二のへ「医療職給料表(二)級別資格基準表診療放射線技師の項を次のように改める。

診療放射線技師採用試験	診療放射線技師採用試験	短大3卒	0	1	5	9	13	17	20
				1	5	9	13	17	20

別表第二のへ 医療職給料表(二)級別資格基準表中

中 級	短大3卒
を	臨床検査 技師採用 試験
	短大3卒

に改める。

診療放射線 技師	診療放射線 技師採用 試験	1級6中給
-------------	---------------------	-------

別表第六のへ 医療職給料表(初任給基準表診療放射線技師の項を次のように改める。

別表第六のへ 医療職給料表(初任給基準表臨床検査技師の項中

に改め、同表の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県人事委員会訓令第2号

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年六月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程(昭和四十八年山口県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中、「第八条第一項第九号若しくは第十号又は同条第五項に掲げるもの、同法第五十三條第七項に規定する審理その他人事委員会が指定するものを除く」を、「第八条第一項第二号、第六号及び第十二号に掲げるものに限る」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年六月二十四日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成十七年六月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六八二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七二、三四九
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	

大島郡選挙区	五九	大島郡選挙区	五九
玖珂郡選挙区	六〇	玖珂郡選挙区	六〇
熊毛郡選挙区	六〇	熊毛郡選挙区	六〇
吉敷郡選挙区	六一	吉敷郡選挙区	六一
吉野郡選挙区	六一	吉野郡選挙区	六一
厚狭郡選挙区	六一	厚狭郡選挙区	六一
豊浦郡選挙区	六一	豊浦郡選挙区	六一
阿武郡選挙区	六二	阿武郡選挙区	六二
宇部市選挙区	六二	宇部市選挙区	六二
宇部市選挙区	六二	宇部市選挙区	六二
山口市選挙区	六二	山口市選挙区	六二
徳山市選挙区	六三	徳山市選挙区	六三
下松市選挙区	六三	下松市選挙区	六三
防府市選挙区	六三	防府市選挙区	六三
岩国市選挙区	六四	岩国市選挙区	六四
小野市選挙区	六四	小野市選挙区	六四
光市選挙区	六四	光市選挙区	六四
長門市選挙区	六五	長門市選挙区	六五
柳井市選挙区	六五	柳井市選挙区	六五
美祿市選挙区	六六	美祿市選挙区	六六

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	新南陽市選挙区	八、六九六
副知事、出納長並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項		



山口県公安委員会告示第四十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年六月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自一）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成十七年七月二十七日（水曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年七月八日（金曜日）から同月十五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

- （三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
（一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
（二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第四十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年六月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所

日	時	場	所
平成一七、七、二八	午前九時から午後五時十五分まで	吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二	山口県総合交通センター
〃	〃	〃	〃

- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十七年七月八日（金曜日）から同月十五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

- 七 審査手数料
一万二千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

- 一 審査の種類
教習指導員審査（大自二）

- 二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十七年七月二十九日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

- 三 審査申請書の受付期間及び時間

- 平成十七年七月八日（金曜日）から同月十五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
吉敷郡小郡町大字下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。

七 審査手数料

九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ
れる者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた
額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に
は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千一百円

備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細
目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げ
る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるもの

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三
一・二九〇〇)にすること。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のと
おり指示する。

平成十七年六月二十四日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 清水 栄太郎

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、
錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を
目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐる
まきえつり等」という。)は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位
置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇分五一秒の点(日本測地系による位
置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

C 北緯三四度五四分一秒東経一三一度〇分五一秒の点(日本測地系による位
置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

D 北緯三四度五四分一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位
置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

(二) にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲
げる期間内に行うまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員
会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を
使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

- (三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえづり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点) b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点) c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点) d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点)	平成十七年七月一日から同年九月十五日まで
次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点) f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点) g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点) h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点)	平成十七年九月十六日から平成十八年一月三十一日まで

- 期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定(以下「漁場利用協定」という。)を締結した団体の構成員が使用する船舶又は漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならぬ。この場合において、当該漁場利用協定は、山口県秋水産事務所長及び山口県海面利用協議会長の立会いの下に締結され、かつ、協定締結の当事者に地元関係漁業協同組合が含まれているものでなければならぬ。
- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会の交付する標旗を当該承認船舶の船橋の見やすいところに掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者が漁業法第六十七条第一項の規定による指示に関する告示(平成十七年山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号)による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。
- 二 指示の有効期間
平成十七年七月一日から平成十八年六月三十日まで

平成十七年六月二十四日印刷
平成十七年六月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)